

海技士国家試験 試験申請必要書類一覧

必要書類(運輸局、運輸支局、海事事務所の窓口へ備え置いています)

1	海技試験申請書(OCRシート:第10号様式)	★鉛筆で記入してください。
2	海技士の資格に係る海技士国家試験申請書(二) (第21号様式)	★筆記試験の一部の免除等を受けるときは、試験の免除欄に必要事項を記載してください。 ★乗船履歴の特例等を受けるときは、学校名、卒業証明書番号等を所定の欄に記載してください。 ★口述試験の受験者は、乗船履歴欄へ必要事項を記載してください。
3	受験票	★生年月日は「元号」で記入して下さい。写真(3×3cm)2枚を貼付して下さい。
4	手数料納付書	★筆記試験、身体検査、口述試験ごとに別々の納付書とし、それぞれ過不足のない額の収入印紙を貼付

添付書類		筆記のみ	筆記・身体・口述	口述のみ
5	本籍地の記載のある住民票または戸籍抄本(申請日前1年以内のもの) ★海技免状、小型船舶操縦免許証の写しでも可	○	○	○
6	海技免状の写し(受有者のみ)		○	○
7	学校卒業者(筆記試験免除及び乗船履歴の特例を受けようとする方)			
	①卒業証明書、修了証明書及び修得単位証明書(原本)等			○
	②訓練記録簿(平成11年4月1日以降に入学した者に限る)			○
8	乗船履歴の証明書(試験開始日前15年以内のもので、かつ、5年以内のものが含まれていること)			
	①船員手帳または船員手帳記載事項証明書		○	○
	②船員手帳を受有しない場合は、船舶所有者の証明書、船舶検査手帳(写)、 証明者の印鑑証明、その他勤務記録の写し		○	○
	③乗船実習証明書		○	○
9	海技士身体検査証明書(第7号様式) 身体検査基準表 N=各眼 0.5以上(矯正可) ★「指定医」により、試験開始期日前6ヶ月以内に受診したもの E=両眼 0.4以上(") R=各眼 0.4以上(") ★色覚検査は必須		○	○
10	※ 筆記試験合格証明書(筆記試験免除を受けようとする方)			○
11	※ 筆記試験科目免除証明書(筆記試験の一部免除を受けようとする方)	○	○	
12	※ 身体検査合格証明書(身体検査の省略を受けようとする方) 有効期間は、合格日から1年間		○	○
13	無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書(写) ★通信・電子通信の試験を申請する場合		※○	
			口述なし	
14	返信用封筒(郵送で申請する方) 封筒は定形(120mm×235mm)を使用すること ★返信先の住所、宛名を記載し、返信用切手(94円)を貼ること	○	○	○

注1	六級海技士(乗船履歴のある方)、電子通信等を受験する方は口述試験受験者と同様の添付書類(海技免状、乗船履歴証明書、身体検査証明書等)が必要です。
注2	同時に他の運輸局への試験申請・受験はできません。また、併科試験は試験種別ごとに申請書を作成し、同時に提出する必要があります。(受験票、住民票は1部で可)
注3	郵送申請で、海技免状、船員手帳等の写しを添付する場合は、その写しには正本と照合した旨の運輸局または運輸支局の証明の押印を受けたものか、もしくは試験当日、原本を持参する必要があります。
注4	※10、※11、※12は、「四国運輸局以外で合格」した方に限ります。 筆記試験合格証明書の有効期間は15年間、科目合格証明書の有効期間は3年間です。

【問い合わせ先】 ☎ 760-0019

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館 3F
四国運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

TEL 087-802-6831

FAX 087-802-6835

申請書を郵送される際、
切り取ってご利用下さい。

